

【商品概要説明書】

財形年金預金

[平成 27 年 1 月 28 日現在]

1. 商品名	財形年金預金
2. ご利用 いただける方	満 55 歳未満の個人（当行と財形貯蓄契約を締結している事業所の勤労者に限る） お一人さま 1 契約のみ（他金融機関を含む）
3. 期間	5 年以上
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	給与・賞与等からの天引き預入 1,000 円以上 1 円単位
5. 払戻方法 (1)据置期間 (2)年金支払 開始日 (3)年金受取期間 (4)年金支払方法 (5)目的外払戻	最終預入日から 6 ヶ月以上 5 年以内の範囲で設定が可能です。 満 60 歳の誕生日以降の任意の日（ただし 1 日から 28 日までの日）を指定可能です。 1 回あたりの年金支払金額は、年金元金計算日（年金支払開始日の 3 か月前応当日） に、それまでの預入元利金を総支払回数で除して計算します（100 円単位）。 年金支払開始日から 5 年以上 20 年以内の期間にわたって設定可能です。 年金支払開始日以降、3 か月おきに指定口座への振込によりお支払いいたします。 年金受取以外の目的で払戻する場合、もしくは 2 年以上積立を中断した場合は、課税 扱での解約となります。またその場合、原則非課税で支払済の利息についても、払戻 日より 5 年遡って国税 15.315%、地方税 5%の源泉分離課税が行われます。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)金利情報の 入手方法	・年金元金計算日前 1 年以上の預入分 各預入時における預入期間別店頭表示利率（1 年以上 2 年未満、2 年以上）を預入期 間に応じて満期日まで適用し、満期日時点の新しい利率で自動継続されます。 ・年金元金計算日前 1 年未満の預入分 各預入時におけるスーパー定期の利率を預入期間に応じて満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を 1 円として、1 年を 365 日とする日割りにより計算します（1 年複利）。 財形住宅預金と合算して元利金合わせて 550 万円まで非課税となります。ただし、非 課税枠を超過すると、発生する利息がすべて課税扱となります。 （国税 15.315%、地方税 5%が源泉分離課税されます。） 店頭の金利表示ボードに表示しています。
7. 手数料	_____
8. 付加できる 特約事項	_____
9. 中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、所定の中途解約利率（注）により計算した利息とともに 支払います。
10. その他参考 となる事項	この預金は預金保険の対象となり、同保険の範囲内で保護されます。
11. 当行が契約 している指定 紛争解決機関	当行は、一般社団法人 全国銀行協会を利用することにより、苦情および紛争の解決を 図ります。 一般社団法人 全国銀行協会 連 絡 先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570 - 017109 または 03 - 5252 - 3772

注) 中途解約利率	<ul style="list-style-type: none"> • 年金元金計算日（年金受取開始日の3か月前応当日）から1年以上前の預入分 <ul style="list-style-type: none"> 預入期間6ヵ月未満の場合 : 解約日における普通預金利率 預入期間6ヵ月以上1年未満の場合 : 約定利率（2年以上の利率）×40% 預入期間1年以上1年6ヵ月未満の場合 : 約定利率（2年以上の利率）×50% 預入期間1年6ヵ月以上2年未満の場合 : 約定利率（2年以上の利率）×60% 預入期間2年以上2年6ヵ月未満の場合 : 約定利率（2年以上の利率）×70% 預入期間2年6ヵ月以上3年未満の場合 : 約定利率（2年以上の利率）×90% • 年金元金計算日前1年未満の預入分 <ul style="list-style-type: none"> 預入期間6ヵ月未満の場合 : 解約日における普通預金利率 預入期間6ヵ月以上1年未満の場合 : 預入時の約定利率×50% <p style="text-align: right;">(小数点第3位以下切捨て)</p>
-----------	--